

排水設備工事指定業者の指定登録申請のしおり

• 排水設備工事指定業者の資格

- 1、大阪府内に本社又は営業所があること。
- 2、工事を業とする者であること。
- 3、営業に必要な設備及び器材を揃え、かつ、1名以上の責任技術者を常置していること。
- 4、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。
- 5、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 6、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団の利益になり、又は、その恐れがないこと。

• 排水設備工事指定業者の指定に必要な書類

・以下の番号順でA4判フラットファイル等に綴じて、1部提出してください。

・申請書類については、ホームページもしくは上下水道管理課窓口にて配布。

- ① 排水設備工事指定業者指定申請書 ※暴排法誓約書(申請書の裏面)に自筆で署名すること。
申請書には、印鑑証明⑩に登録した印鑑(実印)を使用すること。
- ② 業務経歴書
直近3ヶ年の主な工事等を記入すること。
- ③ 営業所の写真及び位置図、平面図
写真は、営業所または事務所の外観及び看板が見えるものを貼り付ける。
位置図は、住宅地図で表示し、平面図は机等の配置及び方角を記載すること。
- ④ 責任技術者、従業員の名簿及び責任技術者証の写し
大阪府下水道協会に登録済みの責任技術者の登録番号、氏名等を記入してください。
※資格確認のため、責任技術者証の写し(有効期限内のもの)を添付。未発行の場合は、直近の責任技術者の更新講習修了証書もしくは試験合格証書の写しを添付。(発行日より5年以内のもの)
責任技術者証の取り扱いについて不明な点は、大阪府下水道協会へ問い合わせ下さい。
- ⑤ 所有する機器の調書
「品名」「形状・寸法・能力等」「数量」が記載しているものであれば他の書式で代用可。
- ⑥ 営業に係る使用印鑑届出書
事務処理に通常使用する印鑑(確認申請書の提出用印鑑)
※更新前と同じ使用印鑑を使用する場合であっても、新たに提出が必要です。
- ⑦ 営業の内容を示す書面(給水の指定証は不可)
松原市以外の市町村の指定業者である場合は他市の指定業者証のコピー(1市町村で可)、そうでない場合は大阪府内の市町村が発行する営業証明証等(原本提出)を添付すること。
- ⑧ 身分証明書(原本提出のこと。)
代表者本人の本籍のある地方公共団体(区・市町村)が発行するもの。
外国籍の方の場合は、有効なパスポートの写しと「破産の宣告及び通知を受けていない」旨の誓約書
- ⑨ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本提出のこと。)
法人のみが提出すること。
- ⑩ 納税証明書(1及び2の両方ともに原本提出のこと。)
・法人の場合 1、税務署が発行する**法人税**の納税証明書(その3の3等)
2、市町村が発行する法人市民税の納税証明書
・個人の場合 1、税務署が発行する**所得税**の納税証明書(その3の2等)
2、市町村が発行する市民税の納税証明書
申請日より直近1年以内のもので、未納がないことを証明できるものであること。
口座振替納付手続き中の未納税額がある場合は、先に本申請を行ったのち、振替完了後に各証明書を交付したものを、持参または郵送してください。
- ⑪ 印鑑証明書(原本提出のこと。)
・法人の場合 法務局が発行する印鑑証明書
・個人の場合 市町村が発行する印鑑登録証明書
上記①の申請書で使用する印鑑(実印)のもの。
- ⑫ 定款の写し(既製の冊子等でも可。)
法人のみが提出すること。
※なお、「原本と相違ない」旨の原本証明を記載し、会社名及び日付記載(ゴム印可)、実印押印すること。